

外国人の方の手帳申込みについて

建設業を営む事業主に雇用されている労働者で、建設業の仕事に従事している方であれば、国籍を問わず、加入できます。

4ヶ国語の言語に対応した外国語版の「制度のあらまし」がダウンロードできます。

- 英語版
- 中国語版
- ベトナム語版
- フィリピン(タガログ)語版

次の2点をご説明したうえで手帳申込みを行ってください。

- ① 建退共の退職金は、約500日(24月)以上働いて積み立てが行われなければ掛金の満額をお受け取りになることができません。
(約250日の積み立てでも掛金の3割程度お受け取りになれる場合もあります。)
- ② 退職金は、帰国前に原則日本国内でお受け取りになっていただくようお願いしています。
(退職金請求手続きを支部で受け付けてから振り込まれるまでには1ヶ月程かかります。)

※手帳を既にお持ちの方は、申し込みは行わず持参した手帳に続けて積み立てを行ってください。

お願い

- 手帳申込書の被共済者名は、住民票に記載されているとおりに記入してください。

ローマ字を間違っていると、退職金請求時に住民票と一致しないため氏名変更手続きが必要となります。

- 手帳の表紙の被共済者名は、姓と名で印字されます。外国人の方は、お名前が三つに分かれていることが多く、姓と名に区切ることは難しいと思いますが、建退共のシステムでは、姓と名の表記しか対応できていないため、二つに区切って表記となります。

手帳申込書を記入の際は、どこで区切って表記するのか分かるようにしてください。

〈例〉

○○○ ○○○○[✓] ○○○ または △△△△ / △△△ △△△△

手帳の表紙に印字される被共済者名は、字数制限があるためローマ字の字数が多くなった場合、印字ができないことがあります。その際は、カタカナのみの表記となりますのでご了承ください。登録は手帳申込書どおりに行われています。